

**平成25年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)
1対1対談(尾鷲市)会議録**

1. 開催日時：10月8日(火)9時30分～10時30分
2. 開催場所：尾鷲総合病院 本館 5階 講義室
3. 対談市町長名：尾鷲市長(尾鷲市長 岩田 昭人)
4. 対談項目：
 - 1 新規採石事業について
 - 2 医師の確保について
 - 3 防災対策について
 - 4 高速道路延伸に伴うまちづくりについて
 - 5 みえ森と緑の県民税関連について

5. 会議録

(1)開会あいさつ

知 事

おはようございます。

本日お集まりの皆さんは、結構きつい雨の中ではありますが、お越しをいただきありがとうございます。

ご挨拶させていただく冒頭にあたり、先般の第18永福丸の件につきまして、尾鷲の方もお亡くなりになられ、心からご冥福をお祈りしたいと思えますし、事故発生直後に市長もすぐに現場のほうにご家族と一緒に向かっていただきました。また、お帰りになられた際も、副市長をはじめ皆さんでお出迎えをいただいて、ちょうど堀栄丸の件があった1年後ぐらいだったので、私どもも本当に痛恨の極みではありますが、いずれにしましても、引き続き、ご家族のサポートを市のほうでもしていただけたらと思いますが、我々もしっかり協力をしていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

この1対1対談ではありますが、主に来年度26年度の予算編成の前に、市長のご意見を頂戴し、意見交換をさせていただくというような趣旨でスタートをしております。

岩田市長とは3回目になりますが、2期目としては1回目の1対1対談ということで。今日は実は大変難しい課題が多いんですが、有意義な時間となるようにしたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

尾鷲市長

おはようございます。まずは、第18永福丸の海難事故に際しましては、いち早く県のほうで対策本部を立ち上げていただき、現地に職員も派遣してい

いただきました。本当にありがとうございます。結果は残念な結果でありましたが、県と市と連携してご家族に対応できたということで、お礼を申し上げたいと、ありがとうございます。

また、9月29日の熊野尾鷲道路の開通にあたりましては、現地に来ていただきまして、本当にありがとうございます。我々もこれを生かして元気なまちづくりにつなげていきたいと思っておりますので、これからもご支援をよろしく願います。

知事におきましては、精力的に県下をずっと回っていただいておりますので、そのつど、ご要望はさせていただいております。しかし、こういった形で改めて課題についての議論をさせていただくということで、本当にありがたいと思っています。

(2) 対 談

1 新規採石事業について

尾鷲市長

それでは、いきなり重い課題ではありますが、本市は日本でも有数の豪雨地帯でありまして、これまでも降雨時には採石事業に伴う土砂が流出することにより濁水が発生し、尾鷲湾内での魚類養殖業・定置網漁業・刺網漁業の操業等への悪影響や、運搬作業・積み込み作業による粉じん・騒音の発生などにより、深刻な問題となっており、新たな採石利用が行われた場合、濁水の発生や水道水源への影響など、今以上の環境負荷がかかることが危惧されているところでもあります。そのようなことに対しまして、水産事業関係者が中心となった反対署名活動が行われていまして、大きく1万5,000人を超える多くの市民等の署名がこのように提出されたほか、尾鷲漁業協同組合から新規採石事業の中止を求める陳情書が、大曾根漁業協同組合から新規採石事業に対する反対を求める要望書が本市に提出されるとともに、市議会に対しても陳情と請願がそれぞれ提出され、いずれも全会一致で採択されております。

さらに、市議会においては、新規採石事業を認可しないよう求める意見書が採択され、知事に提出させていただいたところでもあります。

私も新規採石事業継続につきましては、反対であることを先の選挙におきましても、改めて明言したところでもあります。

このような状況から、既存の採石業者の指導につきましてはご尽力いただいておりますことは承知しておりますが、より一層の指導強化を図られるとともに、新規の採石事業計画に対しましては、今、司法に委ねられていると

ころであります。水産業関係者や市民の理解が得られないことは明らかであり、格段に慎重な対応をお願いしたいと思います。

併せて、採石法の条文は、戦後の経済活動を振興する時代のままのもので、なおかつ、国の下請的な機関委任事務の時代のものです。現在の地方分権一括法が制定された時代には合わなくなっているんじゃないかと思えますことから、現行の法基準では環境を保全しきれない事情が発生しており、今後、国に対して採石法の改正に向けた働きかけとともに、新たに罰則も含めた規制等の制定をお願いしたいと思います。

尾鷲におきましては、食によるまちづくりを宣言したところです。このことも勘案していただき、よろしく願いいたします。

知 事

今、おっしゃっていただきました新規の採石事業の関係で、市長からは背景と3点あったと思います。1点は既存の採石事業の一層の指導強化、それから、2点目は、新規の計画に対しての格段に慎重な対応ということ。そして、3つ目は、国に対して働きかけ、あるいは新たな罰則も含めた規制等の制定という、この3点だったと思います。

漁業の関係の皆さんを含め、大切な課題でありますので、少し丁寧にご説明させていただきますと、まず、1つ目の既存の採石事業への一層の指導強化という点については、今、既存の採石事業者に対しては、年1回の定期的な立入調査をやっておりますので、これは引き続き、濁水等の災害対策を適切に行うように指導を徹底していきたいと思っています。

そして、今年については、採石業の監督官庁が経済産業省ですが、経済産業省の「採石災害防止技術指導制度」、これは県とかが行くだけじゃなくて、学識経験者などが現地に入って指導する制度であります。これを活用するというので、11月19日に賀田地区の3事業者に対して指導を行っていただく予定にしておりますので、年1回の定期的な立入調査に加えて、今年度はこういう形で既存の事業者にやっていくということですが、これは本来は業者自らが学識経験者の人たちから指導を仰ぐという制度ですが、今回の賀田地区については、自治会の皆さん、漁協の皆さん、あるいは採石事業者で構成される協議会、これは県と市が立会人です。地元の自治会の皆さんから提案があって、県のほうから経済産業省へ要望し、そういうふだんのものよりも加えての指導を行うという形でやらせていただきます。

併せて、三重県議会のほうでも平成24年の第2回定例会で『「美しい三重の海と川」を守るため、河川上流域における採石、開発事業等について』という請願が採択されました。この趣旨に基づいて、流域漁業団体と既存の採

石事業者がしっかり合意形成をしていくようにという努力を事業者に働きかけを行っています。

今、申し上げたのが、市長からあった1点目の既存の採石事業者への一層の指導強化ということです。

2つ目の新規について、格段に慎重な対応をとおっしゃっていただきました。これも改めてであります。現在、新規の採石事業者の認可が出ていて、新規の採石業者から認可を義務づけるようにという、この前、津地方裁判所に申立がありました。津地方裁判所は、「償うことのできない損害を避けるため、仮に本件採取計画の認可処分を義務づけるべき緊急の必要があるとは認めることができない」との決定で、申立は却下されました。

この訴訟については、採石法の第33条の4「農業、林業もしくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可をしてはならない」と規定をされておりますので、新規の採石事業については、今申し上げたような第33条の4の点について、慎重に検討する必要があると考えておりますので、我々としては現時点では認可不認可の判断ができる状況にないと考えています。

現在、水質などの環境調査と専門家への意見聴取を実施をしております。慎重に検討をしているところです。いずれにしても、新規採石事業者に対しては、先ほどの県議会の請願もありましたので、そういう請願に基づいて流域漁業団体としっかり意思疎通、合意形成に努めるように働きかけをしているところであります。

引き続き係争中の段階ですので、今、私が申し上げたとおり、そういう判断をする状況にないと考えておりますから、慎重に対応をしていきたいと思っております。

そして、3つ目ですが、まさに市長がおっしゃっていただいたとおり、分権一括法以降、地方分権と言っている中であって、この採石法は、高度成長期における法律のままになっていて、認可基準もそのままになっておりますので、やはり都道府県知事が地域の特性に応じて対応をしていけるようにということで、国に対して見直しの働きかけをしていきたいと考えています。

一方で、法律改正には相当な期間を有すると。また、実際に国が改正してくれるかどうか不透明だということもありますので、地域において環境保全条例などを整備することも一つの方策ではないかと考えています。

今回、尾鷲市の水道水源保護審議会でも環境保全に基づく審議会などの組織を速やかに創設するべきという意見が出ていたとも聞いておりますので、この点も市のほうでもご検討いただけるとありがたいと思っております。

おっしゃっていただいた3点、大変住民の皆さんの関心も高いと思っておりますので、今、申し上げたような形で既存の採石事業者への一層の指導強化、それから、新規のものについての慎重な対応、そして、国への働きかけ、今、申し上げたようなところございます。

尾鷲市長

我々といたしましても、関係各課で集まりまして、全国事例や濁水の浄化の方法などいろいろ議論をしておるところですが、まだまだ分からないところがたくさんありますので、ぜひ、調査などを含めてこれからも連携して事にあたらせていただけたらありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

2 医師の確保について

尾鷲市長

ご存知のように尾鷲総合病院は、24時間365日の救急を受けておりまして、これは県下でも唯一であります。そういった中でこれを維持するために、これまで三重大学付属病院、伊勢赤十字病院との連携の下で頑張ってきております。東紀州病院の二次救急医療施設、辺地医療拠点病院、災害拠点病院として、先ほども言わせていただいたように、24時間365日の救急体制と、地域の基幹病院としての機能を維持して頑張ってきているところです。

また、その体制と機能を維持するために、三重大学付属病院、伊勢赤十字病院、兵庫医科大学病院、これは尾鷲つながりですが、そういったところから日当直診療支援等を受け、常勤医師の負担軽減と対策を行っています。

先ほども兵庫医科大学の話が出ましたが、これにつきましては、病院独自で地縁のある医師を探す対策を行った結果であります。

しかしながら、どうしても常勤医師の確保は非常に厳しい状況であります。県におきましても、バディ・ホスピタル・システムの適用などで随分とご支援を願っておりますが、それにしてもなかなか厳しい。おそらく平成29年の地域枠の医師の採用からは若干楽になるのではないかとされておりませんが、そういった中で、この東紀州地域のへき地医療医師対策の支援の下で、なんとか自治医大卒の医師の派遣をお願いできないかという要望であります。どうぞよろしく申し上げます。

知 事

本当に尾鷲総合病院においては、今もたくさんの地域の皆さんがお越しに

なって、大変ご努力をいただいていることに敬意を表したいと思います。

今から少し事情をご説明いたしますが、自治医科大学の新たな派遣を設定するというのは、自治医科大学全体のことも含めて言うと、自治医科大学は新たな派遣の設定というの、当面難しいと思っているんですが、自治医大の医師を派遣という手法に限らず、先ほど市長からも紹介していただいたバディ・ホスピタル・システムをはじめ、いろんな手法でなんとか効果的な配置を考えていきたいというのが、私どもの考え方でありまして。そういう意味では自治医科大学の派遣というご要望はお受けするのは少し難しいと考えておりますが、今申し上げたようないろんな手法で効果的な配置を考えたいと思っています。少し事情というか、背景なども説明させていただきたいと思っております。

自治医科大学では、各都道府県に大体2～3名の入学定員を設けて、卒業後に各都道府県に戻って9年間、これは義務年限と言いますが、9年間、知事の指定する医療機関で勤務することで、貸与された学費の返還が免除されるというのが自治医科大学の派遣の仕組みです。

この三重県では、例年、この9年間の義務年限の期間にある医師のうち、10名ほどの医師について、県が指定するへき地の医療機関への派遣を行っています。これに加えて、義務年限の9年間が終了したら、それで学費返還は免除されますが、その後も引き続き県職員としてへき地医療機関に派遣を行うキャリアサポート制度というのがありまして、こういうので自治医科大学関係の義務年限と義務年限直後のものでへき地などの医師の確保をしています。今申し上げた9年間の義務年限内の医師と、その後の県職員として引き続き、へき地に派遣するキャリアサポート制度、これを足して、今年度は12名を総合診療医、内科医として7つの医療機関に派遣します。7つは、ちなみに紀南病院、これは紀和診療所も含まれますが、南伊勢病院、志摩病院、桃取診療所、神島診療所、へき地医療支援機構というこの7つに12人派遣をしているところです。

義務年限内の9年の医師は、3～4年目は基幹病院で、6～7年目は中規模病院で、9年目は離島の診療所というような形で、経験年数を考慮しながらローテーションを組むような形でやっています。

その自治医科大学の部分については、今後数年間、結婚して他県に移動するとか、そもそもの卒業生が減少するとかで派遣可能な人員の減少が実は自治医科大学の関係では見込まれておりまして、新たな派遣先を設定するのは少し難しい状況にあります。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、バディ・ホスピタル・システムという今活動していただいている県内の都市部のところから地域のほうに常勤医

師を派遣する制度であるとか、もちろん無料職業紹介のこととか様々な方法を使って、なんとか医療機関の患者動向や診療状況を見ながら、効果的な配置ができるように調整を進めていきたいと考えているところです。

併せて、今年度、医師の需給調査、需要と供給の調査をやっています。今年度いっぱいでもとまると思いますが、おそらく年内にはおおむねの方向、傾向みたいなものをお示しすることができると思います。それは、単なる全体の医師の数だけではなく、診療科目別、地域別に医師・看護師の需給調査をやっていますので、その結果を踏まえまして、どういうふうに行っていけばいいのか。これは大体直近だけではなく、2025年、2030年、2035年ぐらいまで需給調査が確か入っていたと思いますので、その結果も踏まえた短期中長期の制度設計もしていきたいと考えていますので、そういう意味では、繰り返しになりますが、自治医科大学のは卒業生の減少などがあって、新たな派遣設定は少し難しいですが、その他の制度を活用して、なんとか確保はできるように一緒に努力をしていきたいと思っています。

尾鷲市長

自治医科大学を思いつきましたのは、紀南病院に今、5名ほど派遣していただいておりますので、私も尾鷲にもと思ったんですが、事情はよく分かりました。

なんにしても我々、特に診療科目によっては、大変厳しい科目があります。先ほど聞かせていただきました需給調査の結果を私も大変興味を持って見させていただきたいと思っています。それによっていろんな支援策をお願いしたいと思っています。

我々も独自で地縁を利用しまして、いろいろとあっちこっち出かけて医師の確保に努めているところですが、併せて県のご支援をよろしくお願ひしたいと思っています。

3 防災対策について

尾鷲市長

それでは、防災対策についてであります。今、どこの市町もこの防災対策が一番の喫緊の課題かと思っております。

内閣府に設置されました南海トラフの巨大地震モデル検討会によりますと、尾鷲市では最大震度が7、最大津波高が17メートルという衝撃的な想定が公表されております。このような想定を考慮に入れて、それでも想定にとらわれることなく最善を尽くすことが大切であり、避難経路や避難施設の再検討、

防災マップの更新、お年寄りや小さい子どもへの対策など、減災に向けた取組を総合的に着実に進めていく必要があります。そのことでいろいろと努力しているところであります。

そこで、防災対策の推進におきまして、県の今、地域減災力強化推進補助金等を活用させていただいておりますが、補助事業の重要性は、ますます高まって広範囲になっております。補助対象の拡大や補助率のアップなど、財政的な支援の強化をお願いしたいと思っております。

それと、併せまして、東紀州広域防災拠点のことであります。ここにはヘリポートを整備させていただいており、孤立地域の状況把握、救助活動、重傷者の搬送、資機材・物資の搬送など、ヘリコプターによる初動対応の重要性は、非常に高いと考えております。

しかし、ヘリコプターは30分で200リットルの燃料を消費すると聞いております。現在、尾鷲消防署にはドラム缶で400リットルの備蓄燃料、この地域にはそれしかないんです。わずか1時間分の燃料であります。災害時におきましては、ヘリコプターによる効率的な初動対応が継続して行えるよう、まずは備蓄燃料の確保、それに合わせまして安全性を考慮した備蓄燃料庫の建設をぜひお願いしたいと思っております。

それから、病院の防災対策につきましても、いろいろとご苦労、ご支援を願っているところですが、当病院は、東紀州地域の災害拠点病院であります。災害時における対応を強化するため、昨年、DMAT隊を1隊養成したところでもあります。しかしながら、資金的な面もあり、災害対策関連資機材がほとんど未整備な状況であります。

つきましては、広域的な被災者のトリアージや処置等の対応が病院施設内だけでは不足すると考えられることから、野営テントやそういった資材の整備についての要望をお願いしたいと思っております。

知 事

3点あったと思いますが、まず、1点目の地域減災力強化推進補助金については、今年度は3億2,000万円準備させていただいている中で、実際にはその予算規模を大きく上回る要望が各市町から出ております。そういう意味で我々も悩ましいところですが、仮に補助率をアップしたり、上限額をアップすると、その分、要は全体のパイ、3億2,000万円を大きく上げることができない中で、どこかの要望を削らざるを得なくなるわけです。

そういう意味では、今、東日本大震災から2年半を経過し、早急に防災対策を整える必要がある中においては、もちろどこか集中的にというのも考えるところですが、特に沿岸の19の市町を中心に広く早く防災減災体制を整

える必要があると考えておりますので、これからも国がどのようなメニューをつくるのかとか、あるいは、各市町からどういうご要望をいただくかというのを含めて、中身をしっかりご相談させていただきたいと思いますが、補助率のアップや上限額の上乗せ的なものは、他の全体の要望が縮む可能性があるもので、そういう意味では少しその点は難しいと思いますが、中のメニューなどは、国の動向なども見てご相談させていただきたいと思っております。

それから、2点目、燃料の確保は県議会でもご質問をいただきました。実際に燃料があるのは伊勢湾ヘリポートですが、市長はご存知だと思いますが、この東紀州のヘリポートから伊勢湾ヘリポートまで20分かかります。片道20分かかって、またこっちへ戻るのにも20分かかると。防災ヘリなどの活動時間、燃料が持つのは大体2時間とされているんですね。そういう意味では行き帰りの40分で燃料を使ってしまうと、尾鷲や東紀州地域などで活動できる時間が1時間程度となってしまうということで、これは大変重要な課題だと思っております。

一方でいままでなぜ東紀州に航空燃料の確保をしてなかった、備蓄庫みたいなのを置いてなかったことについては、航空燃料は品質基準が結構厳しくて、食べ物で言うと消費期限みたいな品質基準が結構厳しく、使用頻度や管理面から考えると保管が難しかったという課題があります。

しかし、今、来年度の予算議論の中で、特に東紀州の航空機燃料については、まさに真剣な議論をしているところですので、市長からもおっしゃっていただいたことも含めて、よく検討したいと思っております。なので、我々も県議会でご質問をいただいておりますし、そういう大きな問題意識を持っているということでご理解いただければと思います。

3点目の病院の防災対策ですが、県のほうで野営テントとかも整備してほしいということですが、そういう意味では全部県で整備するのは難しいですが、災害拠点病院が資機材を準備するときには3分の2、DMAT隊の資機材をやるとき、2分の1の県の補助が地域医療再生計画に基づくものでありますので、そういう意味ではそれをご活用いただいて、一定の災害拠点病院全体だと3分の2を県が出しますので、3分の1はご負担いただかないといけません。そういう形で支援するのは可能です。全額でなくて大変申し訳ないですが、そういう準備は我々もありますので、ご活用いただければと思います。

尾鷲市長

南海トラフはいつ来てもおかしくないと言われてますので、我々としては県の補助金、あと、今、議論されております南海トラフ特別措置法に期待し

て、国が指定すれば3分の2の補助を受けられるということなので、これに期待をしたいと思っております。

それから、ヘリコプターの燃料については、ぜひ、よろしくお願いします。

DMA T隊、災害拠点病院としての整備につきましては、今一度、地域医療再生計画を見直しまして、また補助も申請したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

4 高速道路延伸に伴うまちづくりについて

尾鷲市長

お陰さまで命の道と言われております、我々待望久しい高速道路が次々と延伸されております。

そういう中で、我々も素通りされないような本当に元気なまちづくりを進めていかないとと思っておりますが、そういった中でいくつか要望をしたいと思っております。

まず、1つ目が道の駅であります。高速道路の開通は、尾鷲の活性化に絶好のチャンスであることから、地元の魅力を高め、その情報を効果的に発信する施策を講じていきたいとずっと考えておりますが、その一つの核として道の駅をしたいと考えておりまして、先々月、国へ利用者の利便性向上と防災ハブ機能強化等のための熊野尾鷲道路、尾鷲南インターチェンジのフルインター化の提案も含め要望書を提出したところです。このことについてご理解とご支援をお願いしたいということが1点です。

2点目は、熊野古道のシャトルバス、来年度には熊野古道の世界遺産登録10周年を迎え、県や周辺市町、関係団体等と協力して集客等を盛り上げていくこととしておりますが、県においては、ご助力いただいております熊野古道のシャトルバスについて、古道の集客に大きく寄与しているところですので、来年度以降における運行の継続についても格別のご配慮をお願いしたいと思います。この件につきましては、熊野市さん、紀北町さんからも同じ要望が出ていますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、みえライフイノベーション総合特区の件であります。みえライフイノベーション総合特区の事業推進にあたり、本市も地域拠点の一つとして参加させていただき、大変感謝をしておるところです。本市では地域の特性を活用した製品開発や研究開発を促進することにより、ひょっとしたら新たな企業、事業誘致の展開が考えられるのではないかと考えているところです。

平成25年度は経済産業省の「地域新成長産業創出促進事業費補助金」があ

りまして、それを活用して産・学・官連携のうえ事業を推進しておりますが、聞くところによりますと、この補助金が平成 26 年度からなくなると聞いております。この事業を継続していくためには、国と同様の補助金の創設など、財政的なご支援をお願いしたいと思っております。

ここでは一昨年から当院と三重大学医学部第一内科の伊藤教授とで進めております高血圧の医療研究で、尾鷲スタディーを進めております。今月には三重大の前医学部長の登教授の指導のもと、ゲノムに対する臨床治験が始まります。ある意味、ひょっとしたら尾鷲にとって一つの活路かもしれないと考えておりますので、ご支援をよろしくをお願いしたいと思っております。

知 事

今回、9月29日に市長は永福丸の関係で行っていただきましたが、三木里・大泊が開通をしまして1週間で大体交通量が断面でいくと1.4倍、なので交流が増えているということで、昨日、私、国交省へ行って道路局長にもその旨報告させていただいて、大変喜んでいただいております。

そういう形で高速道路の延伸によって交流が進んでいくのは私はいいことだと思いますし、今、まさに市長がおっしゃっていただいたように、高速道路が来るとストロー効果とか心配される方もいますが、今まさに市長が覚悟を示していただいたように、その高速道路をおれらの武器にするんだと。魅力あるまちづくりをやるんだという気持ち、そして、その行動が大事だと思っておりますので、大変心強いお言葉をいただきましたと思っています。

そういう中で3点あったと思いますが、一つは道の駅の関係は、市長が国に要望していただいて、国からは道の駅実現に向けた勉強会を設置して調整するという回答だったと聞いておりますので、その勉強会で検討していただくのがベースになろうかと思いますが、我々もいろんな知恵出し、ご協力をさせていただきたいと思っておりますし、フルインター化とか防災ハブ機能強化のあたりについては、国の人たちに勉強会において提示したり言うための必要性や効果の検討整理が必要だと思っておりますので、尾鷲市さんでやっていただくものに我々も協力しながらやっていければと思っています。

シャトルバスについては、お陰さまで今年度4月から8月ですが、対前年比で15.2%増ということで、中京圏を中心に情報発信の強化に努めたので、お陰さまで増えているということでもあります。来年、熊野古道世界遺産登録10周年という大きいメモリアルな事業が待っていますので、共同運行をしている熊野市、紀北町さんからも同じ要望をいただいておりますから、来年度も継続していけるようにしっかり確保していきたいと思っています。

そして、3点目のみえライフイノベーション総合特区は、おっしゃってい

ただいた経済産業省の補助金は、一応期限は今年度末ですが、この8月末の経済産業省の概算要求に来年以降もやらせてほしいと経済産業省から財務省には要求していますので、その推移を見たいと思いますし、我々も国に提言や要望をする機会があれば、ぜひともそれは残してほしいと言っていきたいと思っています。

尾鷲市長

今、三重県の情報発信はすばらしい、全国でも一番じゃないかと思っておりますので、我々も高速道路の延伸に伴って世界遺産登録10周年などいろいろな情報発信をしていきたいと思っております。その効果は5月の連休には歴然と表れていまして、新しい熊野古道の来訪者も若い人たちを中心にどんどん増えております。さらなる情報発信をお願いしたいと思います。

5 みえ森と緑の県民税関連について

尾鷲市長

みえ森と緑の県民税関連につきまして、森林の有する公益的機能の維持増進を図るのに最も効果的な事業は何かといいますと、我々が考えるのが間伐事業ですが、本市においては急峻な地形により、利用間伐の積極的な実施が滞っております。それで、森林の荒廃がより深刻になると考えているところです。間伐による森林整備がさらに促進されるよう、「みえ森と緑の県民税」を財源とした事業規模の拡大を要望いたします。

また、みえ森と緑の県民税を財源とした対象事業に林業振興への取組を、これが今は入っていません。本市の人工林率に対して山林災害による家屋被害の少ないこと等を考慮しますと、林業の振興こそが、森林の有する公益的機能の維持増進を図って、災害に強い森林づくりに最も貢献してきたと考えているところです。みえ森と緑の県民税のあり方につきましては、環境の視点だけではなく、林業を担ってきた役割の視点も取り入れていただいて、粘り強く議論を進めていただきますようお願いいたします。

もともと学校の椅子や机等をこれでやらせていただけるわけですが、そういったことが林業振興にはもちろんつながっていくわけですが。

また、バイオマス事業につきましては、既に県から新たな木質バイオマス供給拠点づくり事業を実施していただき、強力にご支援をいただいているところですが、体制確立までの間、みえ森と緑の県民税を財源として引き続き事業を実施できないかという要望をさせていただきたいと思っております。

知 事

三重テラスで尾鷲ヒノキのテーブルとか特注して、2階のラウンジの床も尾鷲ヒノキでやっているんですが、これが大変好評でありまして、昨日も私、東京へ行って立ち寄ったときに、ある三重県にゆかりの大きい企業の会長さんが来ていただきましたが、大変お褒めをいただきまして、非常に尾鷲ヒノキが三重テラスの内装のいい部分を担っていただいていると思っておるところです。

その中でみえ森と緑の県民税の関係ですが、そもそもの県民税の目的は、釈迦に説法であります。災害に強い森づくりをしましょうということと、県民全体で支える森林、そういう社会づくりをしていきたいと思います。ですので、そういう意味では基本的にまず防災、減災をやっていくということです。今、市長がおっしゃっていただいたような直接の林業振興の間伐のという既存でやっているものの巻き替えはやらないと。既存の事業は既存の事業で林業振興としてしっかりやりながら、加えて災害に強い森づくりと県民税でつくる社会づくりという名目のために新たに税をいただくということになっていきますので、そういう意味では間伐の整備などは、引き続き既存の林業振興の事業の中でしっかり進めていきたいと思っております。

一方で公共建築物への県産材の利活用や、小中学校に木の椅子を配布するというような出口のところで森林に親しんでいただく、木材に親しんでいただくというようなものは対象になっていきますので、そういうことはぜひいろいろ地域の実情に応じて取り組んでいただけたらと思っています。

一方で、バイオマスの部分についても新たな視点で、今までの既存事業ではなく新たな視点でということであれば、市町交付金事業としてご検討いただけるようになっておりますので、そういう意味では私たちとしても林業振興の想いは強いですが、そういうふうにしていきたいとは思っていますが、新たに税をいただくので、既存の事業の巻き替えはだめだろうと思っています。なので、今申し上げたような形でやりますが、既存の部分の林業振興の財源の確保や事業の推進はしっかりやっていきたいと思っています。

尾鷲市長

私たちは昔から「木の町」と言われてきまして、市の山が今、5,000ヘクタールぐらいあるんです。今、主伐といいまして毎年10ヘクタールずつ切っていますが、今、林業は本当に厳しい状態であります。なんとか私は林業をもう一度復活させたいと思っておりますので、この件につきましては、引き続きご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

(3) 閉会あいさつ

知 事

岩田市長、大変お忙しいところをありがとうございました。

また、お越しの皆さんも大変雨のきつい中でありましたが、ありがとうございました。

今日は本当に中長期的な課題も含めて、非常に困難な部分もありますが、非常に大事な議題を議論させていただいたと思っています。即座にいい答えが出るものというのはなかったかもしれませんが、いずれにしてもどういうポジションでお互いやっていかなければならないのか。特に最初の採石事業のことなどもそうですし、医師確保も防災のこともそうです。どういうポジションで県と市がいてという共通理解、あるいは進んでいく方向は共有できたと思っていますので、そういう点を踏まえてこれからも連携してしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。